

(別紙)

牛ウイルス性下痢に関する防疫対策ガイドライン

平成28年4月28日28消安第734号
農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知
(令和8年7月1日8消安第1998号により一部改正)

第1 基本方針

- 1 牛ウイルス性下痢（以下「本病」という。）は、牛ウイルス性下痢ウイルス（以下「BVDV」という。）の感染を原因とし、感染牛で下痢、呼吸器症状等がみられるほか、妊娠牛では流産、産子の異常等の繁殖障害もみられる疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する届出伝染病である。
- 2 通常、本病は、牛がBVDVに感染してから2～3週間後に、体内で十分な抗体を産生してBVDVを排除することから、症状は一過性で回復する。しかし、妊娠牛に感染した場合、胎子は感染時の胎齢によっては、生涯にわたってBVDVを体内に保有し続けるとともに体外に排出し続ける持続感染牛（以下「PI牛」という。）となって産出され、同一牛群内の汚染源になるとともに、他農場への伝播源となる。
- 3 我が国における本病の防疫対策については、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、発生地域における計画的な予防接種の実施による発生予防とPI牛の自主的とう汰に重点を置いて実施してきたところである。このような中、国内飼養牛における本病の発生が増加傾向で推移し、全国的なまん延も危惧されていることから、本病の防疫対策をより効果的かつ効率的に実施するため、要綱による対策と併せ、本ガイドラインに基づく防疫措置を講じることにより本病のまん延防止を図る。
- 4 都道府県は、PI牛の頭数の減少を図り、本病の清浄化に資するため、要綱及び本ガイドラインに基づき、発生状況等に応じた防疫対策を推進する。
都道府県及び関係機関・団体は連携して、乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下「繁殖雌牛等の所有者」という。）に対し、
 - (1) 本病に関する知識の普及・啓発
 - (2) 適切な飼養衛生管理、農場における定期的な検査によるPI牛の摘発及び自主的とう汰の実施の助言
 - (3) 必要に応じた予防接種の実施の指導

等、地域一体となった対策を推進する。また、都道府県は、以上の対策を複合的に推進することが最も効果的かつ効率的であることを踏まえ、第2及び第3の対策の全てを推進する。

5 都道府県は、肥育牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対しても、本病に関する知識の普及・啓発を行うとともに、地域一体となった対策に協力するよう要請する。肥育牛の所有者は、地域一体となった対策に協力するとともに、少なくとも第2の2及び第3の3の対策に取り組むことが望ましい。

6 なお、本ガイドラインは、PI牛の摘発及び自主的とう汰、予防接種の実施等によるPI牛の頭数の減少を目的としているものであることから、PI牛の摘発状況の変化、科学的知見・技術の進展等を踏まえ、適宜内容を見直し、本病の清浄化を推進する。

第2 発生予防対策

都道府県又は繁殖雌牛等の所有者は、本病の発生を予防するため、次の1から4までの措置を実施することが望ましい。

1 本病に関する知識の普及・啓発

都道府県は、関係機関・団体と連携し、繁殖雌牛等の所有者に対し、本病に関する知識の普及・啓発を行うとともに、法第12条の3の飼養衛生管理基準を遵守するよう指導する。

2 適切な飼養衛生管理

繁殖雌牛等の所有者は、法第12条の3の飼養衛生管理基準を遵守する。また、初乳中に含まれる抗体が十分に予防的役割を果たすことから、新生子牛に対し、適切に初乳を摂取させる。なお、本病を疑う症状が確認された場合には、速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受ける。

3 生体導入による侵入の防止

- (1) 繁殖雌牛等の所有者は、PI牛の侵入等を防止するため、導入牛の抗原検査（RT-PCR、ウイルス分離又は抗原検出ELISA。以下同じ。）や隔離に努める。なお、導入牛が妊娠牛の場合は、導入牛がPI牛でなくてもその分娩子牛がPI牛である可能性があることに留意する。
- (2) 預託牧場、共同放牧場等は、預託前に飼養農場において実施した抗原検査が陰性の牛のみ預託を受けるよう努める。

4 予防接種の励行

繁殖雌牛等の所有者は、飼養牛へのBVDVの感染予防及びPI牛の産出リスク低減のため、発生状況等に応じて、予防接種を励行する。

都道府県は、獣医師に対し、妊娠牛等への生ワクチンの接種により胎子がPI牛となる可能性があること、免疫が交差しない複数の遺伝子型が存在すること等を踏まえ、予防接種に当たってはワクチンの接種時期及び種類に十分注意するとともに、用法、用量及び使用上の注意を厳守して使用するよう助言を行う。

第3 まん延防止対策

都道府県又は繁殖雌牛等の所有者は、本病のまん延を防止するため、次の1から4までの措置を実施することが望ましい。

1 PI牛を摘発するための検査の実施

繁殖雌牛等の所有者は、PI牛を摘発するため、少なくとも年1回は以下の(1)による検査を実施する。ただし、農場内の全ての牛(妊娠牛がいた場合、その分娩子牛を含む。)について抗原検査を行った結果、当該農場における本病の清浄性を確認した場合には、その後は他農場から新たに導入した牛(妊娠牛の場合、その分娩子牛を含む。)のみを対象とした抗原検査をもって(1)による検査に代えることができるものとする。

都道府県は、当該検査が円滑に行われるよう、関係機関・団体と連携し、繁殖雌牛等の所有者に対し、PI牛を摘発するための検査の方法、検査機関等の周知を図るとともに、可能な限り地域全体で検査が行われるよう協力を促す。この際、都道府県は、当該検査で陽性となった場合の防疫対応について、事前に繁殖雌牛等の所有者に周知する。

- (1) 繁殖雌牛等の所有者は、バルク乳(複数農場の生乳を合せた合乳を含む。以下同じ。)を用いたRT-PCR、スポットテスト※又は5条検査の余剰血清等(プール血清を含む。)を用いたRT-PCRのいずれかの方法によるスクリーニング検査を実施する。
- (2) (1)の検査で陽性となった農場又は病性鑑定等によりPI牛が摘発された農場については、農場内の全ての牛を対象として、各個体ごとに抗原検査を実施する。
- (3) (2)の検査で陽性となった牛については、少なくとも3週間の間隔をあけて再度抗原検査を実施し、PI牛の判定を行う。この間、当該牛が他の牛と可能な限り接触しないよう隔離等のまん延防止対策を講じるほか、妊娠牛とは接触しないよう特に注意する。

※ スポットテストの例

<検査方法>

農場内で6から12か月齢のBVDVワクチン未接種子牛を3頭抽出し、血清中和試験及びウイルス分離の結果から、PI牛の存在を推定。

<判定基準>

3頭中2頭以上で抗体価64倍以上又は1頭以上でウイルス分離陽性の場合、農場内にPI牛が存在する可能性が高いと判定。

<備考>

肉用繁殖雌牛を飼養している農場等において、本病のワクチン接種により6から12か月齢のワクチン未接種子牛を3頭抽出することが困難な場合は、飼養牛のプール血清(100検体まではプール可能。)を用いたRT-PCR等によるスクリーニング検査を実施。

2 PI牛が摘発された農場(以下「摘発農場」という。)における対応

- (1) 1の検査でPI牛が摘発された繁殖雌牛等の所有者は、当該PI牛の自主的とう汰以降10か月間に摘発農場で生まれた新生子牛について、出生後、速やかに抗原検査を実施する。ただし、当該PI牛が存在していた期間及びその期間における新生子牛の胎齢(胎齢18~125日齢の妊娠牛にBVDVが感染した場合、その分娩子牛がPI牛となる。)を踏まえ、10か月未満とすることができる。なお、少なくとも生後5か月未満の牛を検査する場合

には、移行抗体の影響を受ける可能性があることに十分注意する。

また、PI牛が摘発された時点で、当該PI牛が存在していた期間に摘発農場において飼養していた妊娠牛が他農場に移動していた場合には、可能な限り当該他農場を特定し、その分娩子牛について、出生後、抗原検査を実施する。

(2) なお、PI疑い牛（1回目の抗原検査の結果が陽性で、2回目の検査までの間に死亡又は廃用とう汰され、PI牛の判定に至らなかった牛）が摘発された農場においても（1）と同様に対応する。

(3) PI牛が他農場からの導入牛であった場合には、摘発農場及び当該他農場において、1の（2）の検査を実施する。ただし、PI牛が摘発された日から過去1年以内に1の（2）の検査を実施している場合は、（1）の検査のみ実施することとしても差し支えない。

なお、当該他農場が摘発農場と異なる都道府県に所在する場合、摘発農場が所在する都道府県畜産主務課は、当該他農場が所在する都道府県畜産主務課に対し、必要な情報を添えて当該導入牛がPI牛であった旨を連絡する。

(4) PI牛が他農場からの導入牛の分娩子牛（導入時に胎子であった牛に限る。）であった場合には、当該他農場、当該導入牛に種付けを実施した農場及び種付けを実施した後当該他農場に至るまでの間に所在した農場において、（3）と同様に対応する。

3 自主的とう汰の推進

繁殖雌牛等の所有者及び肥育牛の所有者は、PI牛が摘発された場合には、当該PI牛及びその産子*について、速やかに自主的とう汰を行い、新たなPI牛が産まれるリスクを低減するとともに、他農場への伝播源を根絶する。

* PI牛の産子

過去の事例において、PI牛の産子はPI牛であることが確認されていることから、当該産子については速やかに自主的とう汰を行うこと。ただし、確実な判定のため、抗原検査等を行っても差し支えない。

4 予防接種の指導

摘発農場では、飼養牛の多くが本病に感染していると考えられるが、全ての牛が免疫を獲得しているわけではないこと、PI牛の自主的とう汰後も農場内に多くのBVDVが存在していること、別の遺伝子型のウイルスが侵入する可能性もあること等を踏まえ、特にPI牛が摘発された農場では、速やかに摘発農場の飼養牛全頭にワクチンを接種する。都道府県は、PI牛が摘発された繁殖雌牛等の所有者だけでなく、周辺地域の繁殖雌牛等の所有者に対しても、ワクチンを接種するよう指導する。